

昭和三十二年法律第七十七号

(特別とん譲与税法)

第一条 特別とん譲与税は、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港(以下「開港」という。)に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するもの(以下「開港所在市町村」という。)に対して譲与するものとする。

第二条 前項の港湾施設の種類は、総務省令で定める。

(譲与の基準)

第二条 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第二条 前項の場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、当該二以上の開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。以下同じ。)に係る特別とん税の収入額に相当する額を当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。この場合において、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税關の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、当該税關に係る特別とん税の収入額に相当する額をあん分した額をそれぞれ当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。

(譲与の時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 特別とん譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

(譲与時期)

(譲与時期ごとに譲与すべき額)

第二条 前項の場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、当該二以上の開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税關の支署若しくは出張所とする。以下同じ。)に係る特別とん税の収入額に相当する額を当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。この場合において、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税關の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、当該税關に係る特別とん税の収入額に相当する額をあん分した額をそれぞれ当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。

(譲与の時期ごとに譲与すべき額)

(都の特例)

(施行期日)

(抄)

(附則)

(抄)

(附則)

(抄)

(抄)